



県章

山形県公報

平成30年5月18日（金）

第2944号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米ブランド推進課）…498
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（最上総合支庁農村計画課）…502
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…同
- 県営土地改良事業計画の決定……………（置賜総合支庁農村計画課）…503
- 土地改良区の定款変更の認可……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…504
- 二級建築士の免許の取消し……………（建築住宅課）…同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………同
- 政治団体の届出事項の異動……………505
- 政治団体の解散……………506
- 資金管理団体の届出事項の異動……………507
- 資金管理団体の指定の取消……………同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（税 政 課）…同
- 同……………（同）…509
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）…510
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…511
- 同……………（同）…513
- 同……………（同）…同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（会 計 局）…514
- 同……………（同）…515
- 同……………（同）…同
- 一般競争入札の公告……………（警 察 本 部）…同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（同）…517
- 同……………（同）…518
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（同）…同

正 誤

告 示

山形県告示第410号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 もがみ中央農業協同組合
 代表理事組合長 安食 賢一
 新庄市大字福田字福田山711-73
- 2 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
新庄もがみ農業協同組合 代表理事組合長 安食 賢一 最上郡舟形町舟形273-1	もがみ中央農業協同組合 代表理事組合長 安食 賢一 新庄市大字福田字福田山711-73	平成30年4月1日

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
菅 徹 最上郡最上町大字法田819 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成30年4月26日 （住所の変更に係るものにあつては同年4月1日）
五十嵐 佳 新庄市大字泉田字村東137-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
二ノ宮 涉 新庄市十日町2559-19 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
阿部 邦博 最上郡最上町大字向町830 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
早坂 貴 最上郡大蔵村大字清水1536-17 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
中嶋 宏真 最上郡最上町大字若宮154 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
沼澤 圭治 最上郡舟形町舟形150 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
星川 健 新庄市下金沢町16-12 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
二戸 広平 最上郡舟形町長者原846-8 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

井上 政良 最上郡最上町大字若宮832 玄米、大豆、そば	同 左
山田 寿広 最上郡最上町大字富沢573 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
小嶋 広弥 新庄市大字泉田字往還東560-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
山本 周平 新庄市大字萩野3318-17 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 拓 最上郡金山町大字金山164 もみ、玄米、大豆、そば	柿崎 拓 新庄市上金沢8-48 もみ、玄米、大豆、そば
高橋 徳彦 最上郡舟形町長沢1891 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
門脇 透 最上郡舟形町堀内1460-3 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
片桐 達也 最上郡最上町大字富沢1812-2 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
笠原 孝志 最上郡最上町大字富沢2091 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 浩太 最上郡舟形町舟形1684-3 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
沼澤 大典 最上郡舟形町舟形1373 もみ、玄米、大豆、そば	沼澤 大典 最上郡舟形町舟形2080-1 もみ、玄米、大豆、そば
坂井 義宏 最上郡最上町大字向町432-1 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
大塚 雅俊 最上郡最上町大字本城218 玄米、大豆、そば	同 左
大場 駿平 最上郡最上町大字志茂1074 玄米、大豆、そば	同 左
中島 紀人 最上郡最上町大字若宮944-4 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
	西嶋 信一 最上郡戸沢村大字古口110-10 もみ、玄米、小麦、大豆、そば

	吾孫子 昌弘 最上郡最上町大字富沢1366-3 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
	加藤 喜与美 最上郡戸沢村大字神田987-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
	佐藤 真司 最上郡鮭川村大字庭月2883-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
	高橋 稔 最上郡鮭川村大字石名坂9 もみ、玄米、小麦、大豆、そば
	五十嵐 久悦 最上郡大蔵村大字赤松750-3 玄米、大豆、そば
	石山 賢一 新庄市石川町122 玄米、大豆、そば
	野尻 典佳 最上郡鮭川村大字中渡1172-1 玄米、小麦、大豆、そば
	五十嵐 孝 最上郡鮭川村大字庭月1049 玄米、小麦、大豆、そば
	八鍬 広美 新庄市城西町6-62-512 玄米、小麦、大豆、そば
	伊藤 悟 最上郡戸沢村大字名高1593-82 玄米、大豆、そば
	後藤 陽一 新庄市城西町6-62-609 玄米、大豆、そば
	荒木 哲男 最上郡鮭川村大字中渡827 玄米、大豆、そば
	川田 昭一 最上郡鮭川村大字庭月2947 玄米、大豆、そば
	八鍬 重孝 新庄市城南町9-21 玄米、そば
	安彦 浩二 最上郡鮭川村大字曲川223-4 玄米、そば
	野尻 義正 最上郡戸沢村大字松坂1721 玄米、そば

	齊藤 美弥 最上郡大蔵村大字赤松1628-2 玄米、大豆、そば
	矢口 圭介 最上郡戸沢村大字松坂364-7 玄米、大豆、そば
	柿崎 義隆 新庄市万場町10-7 コーポ木村B 玄米、大豆、そば
	黒木 敬 最上郡鮭川村大字京塚1097 玄米、大豆、そば
	早坂 一紀 最上郡大蔵村大字合海788-4 玄米、そば
	阿部 輝喜 最上郡戸沢村大字角川1455-5 玄米、そば
	大友 賢吾 最上郡戸沢村大字津谷20 もみ、玄米、そば
	渡部 大祐 新庄市大字飛田527 もみ、玄米、そば
	矢口 誠 最上郡鮭川村大字京塚1096 もみ、玄米、そば
	富樫 勝彦 最上郡真室川町大字川ノ内1199 もみ、玄米、大豆、そば
	佐藤 利行 最上郡真室川町大字及位437 もみ、玄米、大豆、そば
	佐藤 健治 最上郡真室川町大字木ノ下807-5 玄米、大豆、そば
	庄司 健二 最上郡真室川町大字大滝288-3 玄米、大豆、そば
	丹 康之 最上郡金山町大字金山字荒屋20-3 もみ、玄米、大豆、そば
	佐藤 祐一郎 最上郡真室川町大字大沢1691 玄米、大豆、そば

山形県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上町東部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	笠 原 格	最上郡最上町大字富沢1333番地
同	藤 畑 敬 美	同 1247番地
同	笠 原 好 孝	同 1850番地
同	奥 山 定 次 郎	同 1346番地
同	大 場 栄 二	同 1835番地の1
同	吉 田 一 央	同 1811番地
同	二 戸 清 豪	同 1358番地
同	金 田 勇	同 1816番地
監 事	二 戸 新 助	同 1354番地
同	齋 藤 孝 信	同 1841番地
同	奥 山 茂 男	同 1821番地

山形県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、最上町東部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	笠 原 正 明	最上郡最上町大字富沢1186番地の27
同	笠 原 政 雄	同 1349番地の1
同	大 場 豊	同 1819番地
同	笠 原 文 雄	同 1355番地
同	二 戸 正 志	同 1849番地

同	笠原佳寛	同	1849番地の10
同	大場健吾	同	1822番地
監事	石山重雄	同	2161番地
同	岸義隆	同	1339番地
同	大場芳二	同	1818番地

山形県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営上郷地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営上郷地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
飯豊町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成30年5月18日から同年6月15日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年5月18日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 認可年月日
平成30年5月7日

山形県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成30年5月18日から同年6月1日まで縦覧に供する。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡山辺町大字畑谷字上郷1881番1から 同 前坂2048番2まで	旧	14.3メートル } 8.4	227 ^{メートル}
同 上	新	19.6メートル } 11.7	同 上

山形県告示第416号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日
平成30年5月7日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号
大沼 一夫 第5700号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第17号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成30年5月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
横山修後援会	柴田隆一	黒田益幸	西村山郡西川町大字睦合丙55	平成 30. 3. 6
結城裕と尾花沢市の未来を創る会	石川政伊	大類茂和	尾花沢市若葉町3丁目8-26	同
秋葉あきこ後援会	菅野仁一	若林智次	東置賜郡高畠町大字二井宿1948-1	同 3. 15
いしざわ祐一後援会	工藤盛満	斉藤孝男	村山市大字富並2195番地	同 3. 19

ちぢみ美紀子後援会	佐々木 良 一	川 崎 敏 江	米沢市大町5丁目4-46	同 3.26
-----------	---------	---------	--------------	-----------

山形県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成30年5月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党山形県司法書士支部	宮地真司	会計責任者の氏名	遠藤和法	関大輔	平成 29. 5.20
自由民主党山形市支部	須貝太郎	代表者の氏名	須貝太郎	長谷川幸司	同 6. 3
日本共産党最北地区委員会	佐藤信行	代表者の氏名	佐藤信行	今野孝	同 30. 1.21
		会計責任者の氏名	佐藤信行	矢口廣義	
日本共産党鶴岡地区委員会	五十嵐貞子	代表者の氏名	五十嵐貞子	長谷川剛	同 3. 7
民進党山形県第2区総支部	青柳安展	主たる事務所の所在地	寒河江市中央1-8-51 卯月ビル2F	米沢市金池5-13-3 KRビル金池1F	同 3.30

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
幸友会	赤塚幸一郎	会計責任者の氏名	赤塚俊男	赤塚種男	平成 29. 4. 1
日本司法書士政治連盟山形会	宮地真司	会計責任者の氏名	遠藤和法	関大輔	同 5.20
新政クラブ	佐藤文一	主たる事務所の所在地	鶴岡市大東町17番23号	鶴岡市馬場町1番7号	同 8. 1
菅俊郎を育てる会	笠原一郎	代表者の氏名	笠原一郎	菅春千代	同 8.10
小野よしお後援会（政修会）	上林次雄	会計責任者の氏名	成澤鋼一	太田与一	同 9. 1
松田としお後援会	松田敏男	会計責任者の氏名	庄司邦勝	稲村久仁雄	同 11.30
原田和広を育てる会	原田和広	会計責任者の氏名	鈴木利明	原田秀雄	同 12.17
新政クラブ	小野寺佳克	代表者の氏名	小野寺佳克	佐藤文一	同 30. 1. 1
大内りか後援会	鈴木秀志	会計責任者の氏名	秋葉一正	駒澤光二	同 1.13

片平志朗後援会	五十嵐 諒	代表者の氏名	五十嵐 諒	佐藤 均	同 2. 1
幸福実現党山形県本部	伊藤和剛	代表者の氏名	伊藤和剛	城取良太	同
新田道尋後援会	新田道尋	代表者の氏名	新田道尋	新田久	同 2.16
小川一博後援会	斉藤 勇	会計責任者の氏名	渋谷 啓	古澤 憲一	同 3. 1
鈴木善太郎後援会	鈴木善太郎	会計責任者の氏名	結城良子	結城輝夫	同
志田英紀羽黒後援会	丸山成人	代表者の氏名	丸山成人	丸山幸一	同 3.20
木村よしひろ後援会	遠田光俊	会計責任者の氏名	木村弘子	木村 實	同 3.27
花ミズキ会	松田光智	代表者の氏名	松田光智	庄司房江	同
国際勝共連合山形県本部	井上 均	会計責任者の氏名	井上 均	井上紀子	同 3.28
山形県民社協会米沢支部	荻原崇弘	代表者の氏名	荻原崇弘	深瀬裕介	同 3.30
夢倶楽部	荻原崇弘	代表者の氏名	荻原崇弘	深瀬裕介	同
吉村みえこ後援会 長井支部	那須 猛	会計責任者の氏名	大道寺 信	飯鉢文吉	同 4. 1
新政クラブ	小野寺佳克	会計責任者の氏名	阿部 寛	佐藤久樹	同 4. 3
富樫透後援会	横山與一	代表者の氏名	横山與一	浅井多一	同 4. 5

山形県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成30年5月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
青柳信雄後援会	渡辺正幸	平成29.12.31
渋谷さすけ後援会	梅津勝彦	平成29.12.31
さとうれいこ後援会	渡部正之	平成30.2.28
柿崎たえ子を励ます会	柿崎真一	平成30.3.15
朴山野の会	柿崎多栄子	平成30.3.15

渡部さかえ後援会	青 野 幸 雄	平成30. 3. 31
----------	---------	-------------

山形県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成30年5月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
樋 口 与 一 朗	ひぐち与一朗後援会	公職の種類	白 鷹 町 長	白 鷹 町 議 会 議 員	平成 30. 3. 20

山形県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成30年5月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取 消 年 月 日
柿 崎 多 栄 子	朴山野の会	平成30. 3. 15

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、自動車保有手続きのワンストップサービス対応のための山形県税務総合電算システム改修業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成30年6月28日（木）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 自動車保有手続きのワンストップサービス対応のための山形県税務総合電算システム改修業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成32年1月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を

もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 過去5年以内において、都道府県税事務全般に関するコンサルティング、システム設計、システム開発等を受託した実績があること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算担当 電話番号023(630)2569

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成30年6月8日（金）午後3時まで山形県総務部税政課税務電算担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）、3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類並びに競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Maintenance of the Yamagata Prefectural Tax Computer System for one-stop service for car ownership procedures, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 28, 2018
- (3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2569

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成28年度税制改正（自動車関係税）対応のための山形県税務総合電算システム改修業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成30年6月28日（木）午前10時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 平成28年度税制改正（自動車関係税）対応のための山形県税務総合電算システム改修業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成31年10月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的

に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証を受けていること。
 - (6) 過去5年以内において、都道府県税事務全般に関するコンサルティング、システム設計、システム開発等を受託した実績があること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算担当 電話番号023(630)2569
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成30年6月8日（金）午後3時までに山形県総務部税政課税務電算担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）、3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類並びに競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
 - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
 - (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
 - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
 - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
 - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of services to be required: Maintenance of the Yamagata Prefectural Tax Computer System for the 2016 fiscal year Japan Tax Reform(automobile related tax), 1 set
 - (2) Time-limit for tender: 10:30 A.M. June 28, 2018
 - (3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2569

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成30年5月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人柏倉家文化村

(2) 代表者の氏名

飯野 清治

(3) 主たる事務所の所在地

東村山郡中山町大字長崎969番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、柏倉家の保存活用を願う会員相互の協力により、柏倉家周辺をフィールドとし、不特定多数の個人・団体を対象に、歴史ある生活や文化を体験する場を提供し、その継承をもって、社会教育、まちづくり、文化の振興、環境保全、子どもの健全育成、伝統職の継承、観光の振興に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において平成30年9月18日まで縦覧に供する。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鶴岡南ショッピングセンター

鶴岡市ほなみ町9番35号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
DCMホームマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石 黒 靖 規

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子
DCMホームマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石 黒 靖 規

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
DCMホームマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石 黒 靖 規

株式会社やまや	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号	山内英靖
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野博丈
株式会社サン・パーク	宮城県亶理郡亶理町字中町東163番地	齋藤充
株式会社ジーフト	東京都中央区新川一丁目23番5号	岩田愛一郎
株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号	星崎尚彦
有限会社木村屋	鶴岡市山王町9番25号	吉野隆一
KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号	田中孝司

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木智佳子
DCMホームマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石黒靖規
株式会社やまや	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目4番1号	山内英靖
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野博丈
株式会社サン・パーク	宮城県亶理郡亶理町字中町東163番地	齋藤寿一
株式会社ジーフト	東京都中央区新川一丁目23番5号	堀江泰文
株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町四丁目2番地39号	星崎尚彦
有限会社木村屋	鶴岡市山王町9番25号	吉野隆一
株式会社バーデン	愛媛県安城市尾崎町上大縄1番地	伊澤秀

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成28年5月31日

(2) 2の(2)に掲げる事項

イ マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成28年5月31日

ロ 株式会社サン・パークに係るもの 平成27年3月23日

ハ 株式会社ジーフトに係るもの 平成27年5月21日

ニ 株式会社バーデンに係るもの 平成23年12月22日

4 届出年月日

平成30年3月26日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年9月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において平成30年9月18日まで縦覧に供する。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鶴岡南ショッピングセンター
鶴岡市ほなみ町9番35号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
代表取締役 佐々木 智佳子
DCMホームマック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
代表取締役社長 石黒 靖規
- 3 変更する事項
 - (1) 駐車場の位置
(変更前) 縦覧に供する図面のとおり
(変更後) 縦覧に供する図面のとおり
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 4か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
(変更後) 6か所（位置については縦覧に供する図面のとおり）
- 4 変更年月日
 - (1) 3の(1)に掲げる事項 平成30年11月29日
 - (2) 3の(2)に掲げる事項 平成30年3月29日
- 5 届出年月日
平成30年3月28日
- 6 その他
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年9月18日までに知事に提出することができる。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに上山市役所において平成30年9月18日まで縦覧に供する。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリホームセンター上山店
上山市仙石字梅ノ木771番外
- 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 コ メ リ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧 雄 一 郎
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	辻 田 泰 徳

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 コ メ リ	新潟県新潟市南区清水4501番地1	捧 雄 一 郎
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	辻 田 泰 徳

3 変更年月日

平成30年1月1日

4 届出年月日

平成30年3月30日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年9月18日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県財務会計システム基盤導入及び基盤運用管理等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課企画指導・システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3070
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 25,790,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県財務会計システムに係るソフトウェア調達及び保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課企画指導・システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3070
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 28,382,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県財務会計システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課企画指導・システム担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3070
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 29,289,600円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、免許台帳ファイリングシステム機器及び電子署名生成装置の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
 - (2) 日時 平成30年7月3日（火） 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量

免許台帳ファイリングシステム機器及び電子署名生成装置の賃貸借及び保守サービス 一式

(2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

(4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち3箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品等に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

天童市大字高楯1300番 山形県警察本部交通部運転免許課企画・管理係
電話番号023(655)2150

(2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部交通部運転免許課企画・管理係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

(3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部交通部運転免許課企画・管理係で交付する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年6月8日（金）午後4時まで、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同年5月31日（木）午後4時まで山形県警察本部交通部運転免許課企画・管理係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Driver's License Ledger Filing System and Check Code Creator for IC Driver's Card License: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 1:30 P.M. July 3, 2018
- (3) Contact point for the notice: Driver's Licence Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 1300 oaza Takadama Tendo-shi, Yamagata-ken 994-0068 Japan TEL023 (655) 2150

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

- (1) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用カードベース」（900枚入り）215箱（予定数量）
- (2) 運転経歴証明書作成材料「運転経歴証明書作成用カードベース」（300枚入り）7箱（予定数量）
- (3) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用インクリボン」（2,000枚分入り）98箱（予定数量）

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150

3 随意契約の相手方を決定した日 平成29年3月22日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 随意契約に係る契約金額

1の(1)から(3)までごとに次のとおり。

- (1) 509,328円（1箱当たり）
- (2) 162,648円（1箱当たり）
- (3) 151,200円（1箱当たり）

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用カードベース」(900枚入り) 152箱 (予定数量)
 - (2) 運転経歴証明書作成材料「運転経歴証明書作成用カードベース」(300枚入り) 9箱 (予定数量)
 - (3) 運転免許証作成材料「運転免許証作成用インクリボン」(2,000枚分入り) 70箱 (予定数量)
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成30年3月26日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
1の(1)から(3)までごとに次のとおり。
 - (1) 509,328円 (1箱当たり)
 - (2) 162,648円 (1箱当たり)
 - (3) 151,200円 (1箱当たり)
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年5月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量
山形県警察遺失・拾得物管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部警務部会計課指導・監査係
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成30年4月3日
- 4 落札者の名称及び所在地
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 5 落札金額 3,923,640円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
平成30年2月16日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成30. 5. 1	第2940号	445	下から1	輝男	照男
同	同	446	下から13	輝男	照男

平成30年5月18日印刷 発行所 山形県庁
平成30年5月18日発行 発行人 山形県